19　第５条第１項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20　第６条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第１項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

様式第二十の備考２を削り、同様式中備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、同様式の備考５中「第13条の２第４項」を「第13条の２第３項」に改め、同備考を同様式の備考４とし、同様式中備考６を備考５とし、同様式の備考７を削り、同様式の備考８中「11、12、14、16、18、23、25から27」を「11から14まで、16から18まで、22及び24から26」に、「備考10」を「備考９」に、「備考27」を「備考26」に改め、同備考を同様式の備考６とする。

様式第二十二の備考５中「20まで及び23から27」を「19まで及び22から26」に、「備考27」を「備考26」に改める。

様式第二十六の備考11中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考12を削り、同様式中備考13を備考12とし、備考14を備考13とし、同様式の備考15中「備考14」を「備考13」とし、同備考を同様式の備考14とし、同様式中備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、備考18を備考17とし、備考19を備考18とし、同様式の備考20中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であつて」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考19とし、同様式中備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、同様式の備考24中「備考28」を「備考27」に、「備考29」を「備考28」に改め、同備考を同様式の備考23とし、同様式中備考25を備考24とし、備考26を備考25とし、備考27を備考26とし、備考28を備考27とし、同様式の備考29中「備考28」を「備考27」に改め、同備考を同様式の備考28とし、同様式中備考30を備考29とし、備考31から備考37までを一つずつ繰り上げ、同様式の備考38中「備考37」を「備考36」に改め、同備考を同様式の備考37とし、同様式中備考39を備考38に、備考40を備考39に、備考41を備考40とする。

様式第三十一の五の備考４、様式第三十一の九の備考４及び様式第三十二の備考６中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第三十二の二の備考５中「、19及び23から27まで、様式第４の備考１、」を「及び22から26まで、様式第４の備考１」に改める。

様式第三十三の備考中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に、「備考７」を「備考６」に改める。

様式第三十四の備考２中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に、「備考３」を「備考２」に改める。

様式第三十六の備考２、様式第三十六の二の備考３及び様式第三十六の三の備考４中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第三十七の備考４中「20まで及び23から26」を「19まで及び22から25」に改める。

様式第三十七の二の備考２中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に、「25及び32」を「24及び31」に改める。

様式第三十七の三の備考５中「20まで及び23から26」を「19まで及び22から25」に改める。

様式第三十七の五の備考２中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第三十八の備考３、様式第四十の備考及び様式第四十一の備考２中「19まで及び23から27」を「18まで及び22から26」に、「備考27」を「備考26」に改める。

様式第四十四の備考３中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考９中「第４項」を「第３項」に改め、同様式の備考10中「19まで及び22から26」を「18まで及び21から25」に、「備考10」を「備考９」に改める。

様式第四十六の備考４中「12まで、14、16、18及び23から26まで、」を「14まで、16から18まで及び22から25まで並びに」に改め、「並びに様式第20の備考１及び６」を削る。

様式第四十八の備考４及び様式第五十の備考中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に、「備考10」を「備考９」に改める。

様式第五十一の備考３中「書いて印を押す」を「記載する」に改める。

様式第五十一の二の備考４、様式第五十一の二の二の備考及び様式第五十一の二の三の備考２中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第五十三の備考２中「、19及び22から26」を「及び21から25」に、「13、15から17まで、19、21、22、24から26、36及び37」を「12、14から16まで、18、20、21、23から25まで、35及び36」に改める。

様式第五十四の備考９中「19まで及び23から27」を「18まで及び22から26」に改める。

様式第五十四の二の備考２中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第五十五の備考４中「、19及び23から26」を「及び22から25」に、「13、15から17まで、19及び24から26」を「12、14から16まで、18及び23から25まで」に改める。

様式第五十五の二の備考３及び様式第六十一の二の備考３中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改める。

様式第六十一の六の備考12中「19まで及び22から26」を「18まで及び21から25」に、「備考10」を「備考９」に改める。

様式第六十四の三の備考２、様式第六十五の二の備考２、様式第六十五の四の備考、様式第六十五の六の備考２、様式第六十五の九の備考、様式第六十五の十一の備考、様式第六十五の十二の備考２、様式第六十五の十五の備考、様式第六十五の十七の備考、様式第六十五の十九の備考、様式第六十五の二十一の備考、様式第六十五の二十三の備考及び様式第六十五の二十五の備考２中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第六十九の備考６中「第３項」を「第２項」に改め、同様式の備考７中「第４項」を「第３項」に改め、同様式の備考８中「第69条第４項」を「第69条第３項」に改め、同様式の備考９中「23から26」を「22から25」に改める。

様式第七十の備考３中「第３項」を「第２項」に改め、同様式の備考４中「23から26」を「22から25」に改める。

様式第七十の二の備考３中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

様式第七十一の備考４中「12まで、14、16、18及び23から25」を「14まで、16から18まで及び22から24」に、「、様式第４の備考４並びに様式第20の備考２及び７」を「並びに様式第４の備考４」に改める。

様式第七十二の備考３中「12まで、14、16、18及び23から25」を「14まで、16から18まで及び22から24」に改め、「、様式第20の備考２及び７」を削る。

様式第七十三の備考11、様式第七十四の備考７及び様式第七十五の備考６中「19まで及び23から26」を「18まで及び22から25」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第十八条　実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

第二十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十二条第三項中「特許法施行規則」の下に「（昭和三十五年通商産業省令第十号）」を加え、「及び第四項」を削る。